

第
5058
号

(2-2)

READAS

リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 9月 1日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 免責許可の決定等により債務免除を受けた場合

Q：個人が免責許可の決定等により債務免除を受けた場合の取扱いが創設されたそうですが、どのような取扱いになるのですか？

A：経済的利益は、総収入金額に算入しないこととされています。

【解説】

平成26年度の税制改正では、居住者が、破産法の免責許可の決定又は民事再生法の再生計画認可の決定があった場合、その他資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合に、その有する債務の免除を受けたときは、その免除により受ける経済的利益の額は、所得金額の計算上、総収入金額に算入しないとする制度が創設されました。

ただし、経済的利益の額のうち次の損失は、次の区分に応じ次の金額の合計額を総収入金額に算入されます。

- ① 不動産所得を生ずべき事業に係る債務免除
不動産所得の金額の計算上生じた損失
- ② 事業所得を生ずべき事業に係る債務免除
事業所得の金額の計算上生じた損失
- ③ 山林所得を生ずべき事業に係る債務免除
山林所得の金額の計算上生じた損失
- ④ 雑所得を生ずべき事業に係る債務免除
雑所得の金額の計算上生じた損失
- ⑤ 純損失の繰越控除により、債務免除を受けた年分の総所得金額、退職所得、山林所得の計算上控除する純損失の金額がある場合は、その控除する純損失の金額

